5　前条第五項及び第六項の規定は、第一項の連結レバレッジ比率に関する開示事項について準用する。この場合において、同条第五項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、同項第二号中「前連結会計年度」とあるのは、「前中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。）」と読み替えるものとする。	
（四半期の開示事項）	（四半期の開示事項）
第六条　規則第八十六条に規定する経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項は、次に掲げる事項とする。	**第六条**　規則第八十六条に規定する経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項は、次に掲げる事項とする。
［一～十　略］	［一～十　同左］
十一　自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が前号の自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第四号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明	十一　自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が前号の自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第二号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明
十二　［略］	十二　［同左］
十三　自己資本調達手段に関する契約内容の詳細（前号に掲げる事項を除く。）	十三　自己資本調達手段に関する契約内容の詳細
	［号を加える。］
十四　自己資本比率告示第二条及び第十四条各号の算式における分母の額に関する開示事項	十四　［同左］
十五　［略］	十五　［同左］
十六　［略］	
2　前項第八号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第四号により、同項第十二号に掲げる事項は別紙様式第六号により、同項第十四号に掲げる事項は別紙様式第七号（連結自己資本比率を算出する場合の自己資本比率告示第十四条各号の算式における分母の額に係る事項にあっては、第一面に限る。）により、同項第十五号に掲げる事項は別紙様式第五号によりそれぞれ作成するものとする。	2　前項第八号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第二号により、同項第十二号に掲げる事項は別紙様式第三号により、同項第十四号に掲げる事項は別紙様式第四号によりそれぞれ作成するものとする。
3　第一項第九号及び第十一号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする貸借対照表及び連結貸借対照表が金融商品取引法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。	3　第一項第九号及び第十一号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする貸借対照表及び連結貸借対照表が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。
（別紙様式第二号）	［別紙様式を加える。］
［別紙１］	
（別紙様式第三号）	［別紙様式を加える。］
［別紙２］	
（別紙様式第四号）	（別紙様式第二号）
［略］	［同左］
（別紙様式第五号）	（別紙様式第四号）
［略］	［同左］
（別紙様式第六号）	（別紙様式第三号）
［略］	［同左］
（別紙様式第七号）	［別紙様式を加える。］
［別紙３］	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。